

11/19
(日)

第41回富洲原地区 『ふれあいグラウンドゴルフ大会』 が開催されました！

11月19日(日) 富洲原地区 社会福祉協議会 保健体育部 主催の「ふれあいグラウンドゴルフ大会」が富洲原小学校にて、90名の参加で開催されました。

富洲原3地区の皆さんと一緒に楽しく優勝めざして頑張ってプレイされました。得点集計時間を利用して、ステキ健康サポーターによる体操も取り入れ、いい汗をかいていただきました。

前日の雨でグラウンドには水溜りがありましたが、部員の方々の必死の整備により無事にプレイすることができました。

関係者の皆様、ありがとうございます。お疲れ様でした。

おめでとうございます！

大人の部(男性)

優勝 佐藤 正則さん
2位 笹岡 英夫さん
3位 渡部 治さん

大人の部(女性)

優勝 神谷 勝子さん
2位 小川 順子さん
3位 浜口 照代さん

小学生の部

優勝 伊藤 寿樹さん
2位 田村 真実子さん
3位 伊藤 千夏さん



11/25
(土)

「人権協の視察研修」で 水平社博物館へ 行ってきました！

11月25日(土) 奈良 水平社博物館にて、全国水平社について学びました。

小春日和の中、博物館では水平社運動の歴史を学び、館外フィールドワークでは、ガイドリーダー辻本節子さんの説明を聞きながら、差別に立ち向かい、活動した先人に思いを馳せました。

主催：富洲原地区 人権教育推進協議会



★通知カード、マイナンバーカード(申請した人)の受け取りについて

- 通知カード、マイナンバーカード(申請した人)について、まだお受け取りいただけない場合には、市民課までご連絡ください。
 - マイナンバーカードを申請してから数カ月以上経過しているにもかかわらず、市役所から受け取りの案内文書が届いていない場合は、市民課までお問い合わせください。
- ※マイナンバーカードを申請するに当たり、「個人番号カード交付申請書」の名前・住所などに変更があると、申請は受け付けられません。



★マイナンバーカード交付申請書の送付用封筒について

◆差出有効期限切れの送付用封筒はそのままお使いいただけません

「通知カード」及び「個人番号カード交付申請書」と一緒にお届けしている個人番号カード交付申請書の送付用封筒(返信用封筒)については、差出有効期限が平成29年10月4日になっている場合でも、平成31年5月31日まで切手を貼らずに、そのまま使用することができます。

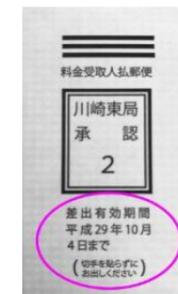
◆送付用封筒の材料をダウンロードできます

下記のサイトから、封筒作成の材料をダウンロードいただけます。

【マイナンバーカード総合サイト】

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

※トピックス「個人番号カード交付申請書の送付用封筒について」中の「封筒材料のダウンロードはこちら」をクリックしてください。



【問合せ先】四日市市役所 市民課 ☎354-8152 Fax359-0282

大雪時の注意事項についてご確認ください！

本年1月に四日市市でも降雪による被害がありました。これからの時期の大雪に備えるため、次のことに注意しましょう。なお、大雪時は、不要不急の外出を控えましょう。(詳しくは、広報よっかいち11月下旬号、市のホームページをご覧ください。)



<事前に備えておくべきこと>

- 気象庁などの最新の情報を収集する
- 積雪で外出できないことに備えて、水、食料、燃料(灯油)などを備蓄する
- 持病の薬を切らさないように注意する
- 停電に備えて、使い捨てカイロ、予備電池、懐中電灯、携帯ラジオなどを準備する
- 家屋(カーポート、農業用ビニールハウス)などを耐雪化する
冬場使用しないビニールハウスを外す
- スコップなどの除雪用具を常備する ● 水道管(特に地上配管部分)や蛇口にタオルを巻きつけるなどの凍結防止対策を行う

<降雪・積雪時>

- 「不要不急の外出を控える」「早めに帰宅する」などの的確な判断を行う
- 積雪量が多くならないうちに、小まめに除雪を行い自宅の出入口を確保する



【問合せ先】四日市市役所 危機管理室 (☎059-354-8119/FAX 059-350-3022)

市民・消費生活相談室に寄せられた相談事例などから、安全に安心して消費生活を送るために役立つ情報をお知らせします。

保険金を使える? ~住宅修理契約トラブルにご注意!~

【相談事例】

業者が突然、自宅にやってきて、「台風で壊れた屋根を保険金をつかって修理しないか」と勧誘された。無料で調査し、保険金の申請のための書類も作ってくれるというが、信用できるのか。

【アドバイス】

大きな自然災害の後には、このような相談が多く寄せられます。本当に必要な工事なのか慎重に検討し、工事を実施する場合には、必ず複数の業者から見積もりをとり、家族や周りの人にも相談しましょう。保険を使用する際には、工事契約前に自分で損害保険会社等に連絡し、保険金の支払いの対象になるのか、申請はどうするのかなどを確認しましょう。また、訪問販売による契約は、クーリングオフができる場合があります。悪質な業者は、消費者に考える時間を与えずに話を進めようとするので注意が必要です。不安なときや、疑問を感じた場合はすぐに市民・消費生活相談室にご相談ください。

■契約トラブルに関するご相談は、相談専用電話 ☎354-8264

受付日時 月~金曜日(祝日・年末年始を除く)
9:00~12:00、13:00~16:00

■この記事に関する問い合わせ先
市民・消費生活相談室 (☎354-8147 Fax354-8452)



法務局からのお知らせです

相続登記をお忘れではありませんか?

不動産を相続した後、長期間相続登記をせず、放置しておく...

- ① 更に次の相続が発生して相続人の確定が難しくなる。
- ② 相続登記の手続費用が高額になる。
- ③ 不動産の売却やローンの手続がすぐにはできない。
- ④ 不動産が適正に管理されず、荒地や空き家等が増え、環境が悪化する。

といった様々な問題が発生する可能性があります。

大切な不動産を次世代に引き継ぐため、相続登記の手続を進めましょう。

また、相続手続を簡素化することを目的として、「法定相続情報証明制度」を開始しました。この制度は、戸籍などの書類を基に、法務局が法定相続人が誰であるのかを確認し、戸籍謄本等に代わる公的証明書を無料で発行するものです。相続登記はもちろんのこと、金融機関における預貯金の払戻し等、様々な相続手続で御利用いただけます。

「相続登記の手続」及び「法定相続情報証明制度」に関する詳細は、法務局ホームページをご覧ください。

◇「未来につなぐ相続登記」~次世代を担う子どもたちのために~

【問合せ先】津地方法務局四日市支局 ☎353-2237